

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ケイティケイ株式会社			コード	3035
提出日	2020/7/3	異動（予定）日	2020/7/3		
独立役員届出書の提出理由	鈴木 智洋氏の属性が、独立役員の要件を満たすと判断したため、追加指定する。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	脇之園 修	社外取締役	○							△		△					有
2	鈴木 智洋	社外取締役	○										○			指定	有
3																	
4																	
5																	

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	①過去において、当社主要取引銀行である株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）に勤務。 ②過去において、当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社に勤務。	①当社主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行に勤務しておりましたが、退職後10年以上経過しており同行の意向に影響される立場にはないこと、また、同行からの借入金が全体の20%未満であり、他の資金調達先である金融機関と比較しても突出していないことから、同行の当社に与える影響度は低いものと考えております。 ②当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社に勤務しておりましたが、退職後10年以上経過しており同社の意向に影響される立場にはないこと、また、同社の持株比率は10%未満であり、同社の当社に与える影響度は低いものと考えております。 以上のことを踏まえ、独立性が保たれており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。
2	鈴木智洋氏は弁護士であり、同氏がパートナーを務める後藤・鈴木法律事務所の所長後藤武夫氏と当社は顧問弁護士契約を締結しております。	弁護士としての法律知識や豊富な経験に基づく助言等により、特に当社のコンプライアンス体制の充実に資することを期待しております。過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 当社は同氏がパートナーを務める後藤・鈴木法律事務所の所長後藤武夫氏と顧問弁護士契約を締結し弁護士報酬等の支払いがありますが、些少であります。取引の規模、性質に照らしても、独立性が保たれており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したため、独立役員に指定いたしました。
3		
4		
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。